

さ情審査答申第15号  
平成16年4月12日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池保夫

### 答申書

平成14年11月14日付けで貴職から受けた、住民票コード（以下「本件対象個人情報」という。）の削除及び住民基本台帳ネットワークシステムへの外部提供の中止の不訂正等決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、訂正等をしないこととした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正等の請求に対し、平成14年9月12日付けさ大行市民収第692号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象個人情報の削除及び外部提供の中止を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述要旨によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に対して、プライバシーの点から否定し、拒否する。全ての国民を数字で管理しようとする発想そのものが嫌悪の対象である。管理する側とすれば利便性が増すことは容易に想像できるが、管理される側のメリットを感じることはできない。行き過ぎた管理社会の第一歩に対して反対する。個人は自己情報コントロール権の確保が欠かせず、住民基本台帳ネ

ットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に対して参加・不参加の決定は個人に委ねられるべきである。自己の情報をどこまで開示するかは、本来個人が判断すべきことであり、自己防衛の基本である。

- (2) 住基ネットとすることによる情報漏えいリスクの増大を防ぐことができると考えられない。取り扱う人のセキュリティ意識はもち論のこと周囲に対するセキュリティ対策が十分に行われているとは信じられない。漏えいした個人情報情報を完全に回収することは不可能であり、個人情報漏えい時の個人への不利益の救済はできない。
- (3) 住基ネットの情報は限られているとのことだが、付加情報を追加することが可能な仕様になっている。データを付加するという事は、漏えい事故・事件が起きたときの漏えい情報量の増加にほかならない。付加データの中には決して他人に知られたくない情報が含まれるような事態も現在は否定できない。また、付加情報が未確定であり、その付加情報に対する制約の有無も未確定である。
- (4) 住基ネット導入の前提条件であった個人情報保護法は、曲がりなりにも成立しているが、法律が成立した現在も情報の保護が図られているとは言いがたい。罰則については記載されているが、どのようにして保護していくのか、情報が流失した場合には、どのようにその情報を回収するのかという視点があまりにも不足している。
- (5) 危険に見合う利点が、この住基ネットにあるとは考えられない。
- (6) 住基ネット内の異議申立人の住民票コードの削除と外部提供の中止を再度求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 住民票コードは、住基法第7条第13号の規定に基づき記載されたものである。条例第5条第3項で、実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないとされているが、同条同項ただし書により例外規定を設けている。同条同項ただし書第2号「法令等に定めがあるとき」に該当し、適法に記載されたものである。
- 2 本件対象個人情報を県に提供することは、住基法第30条の5で、「市町村長は、住民票の記載、削除又は氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードの全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、本人確認情報を都道府県知事に通知するものとする」と規定されており、条例第7条第1項ただし書第2号「法令等の定めがあるとき」に該当し、適法な

外部提供と認められる。

#### 第4 審査会の判断の理由

1 本件において、異議申立人は「請求に係る個人情報の名称又は内容」を「住民票コードの削除」、「請求の区分」を「削除」と「中止」、「訂正等を求める内容及び根拠」を「住基ネットの外部提供の中止及び削除の請求」として、条例第25条第1項の規定により個人情報の訂正等の請求をしたものであり、本件請求に係る個人情報として、文言上は住民票コードしか記載していない。しかし、異議申立人が、住基ネットへの外部提供の中止を求めているのは、いわゆる本人確認情報（住基法第30条の5第1項にいう氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、それらの変更情報の所定6項目）全般についてであると解されるから、本答申においては、本件対象個人情報を住民票コードを含む本人確認情報全般と特定して論を進めることとする。

2 条例第24条第2項は、条例第5条に違反する場合に当該個人情報の削除請求権を認め、また、条例第24条第3項は、条例第7条第1項に違反する場合に当該個人情報の利用等の中止請求権を認めている。

本件の削除請求が問題となる条例第5条は、個人の自己情報コントロール権を保障する観点から、個人情報は、目的を達成するために必要な範囲内で、その本人から収集することを原則とする規定であり、また、中止請求が問題となる条例第7条第1項は、個人情報を当該実施機関以外の外部に提供すること等を禁止する規定である。住民票コードは当該個人を示す個人情報であるが、本人以外から収集された情報であり、また、この住民票コードを住基ネットに接続することは住民票コードとともに付加された本人確認情報を通信回線による電子計算機の結合によってさいたま市から埼玉県に通知、提供することになるのであるから、住民票コードは条例第5条第3項の本人以外から収集された個人情報に、また、住民票コードの接続により本人確認情報を県に通知することは条例第7条第1項の外部提供にそれぞれ該当することになる。

しかし、条例第5条第3項は、そのただし書第2号において「法令等に定めがあるとき」はこの限りでない、と規定しており、また、条例第7条第1項においても同様にそのただし書第2号に「法令等に定めがあるとき」とする除外事由の規定がある。そして、本件においては、異議申立人、実施機関とも直接には触れていないが、条例第8条の電子計算機の結合の制限規定も問題となり得ると考えられるところ、これにもただし書第1号に「法令等に定めがあるとき」とする除外規定がある。

3 このような条例の規定に関して、実施機関たるさいたま市長は、住民票コードの削除請求に対して、住基法第7条第13号は住民票コードを法定記載事項として規定しており、これは条例第5条第3項ただし書第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当すると判断し、また、本人確認情報の外部提供の中止請求に対しても、住基法第30条の5は都道府県知事への通知を義務付けているから、条例第7条第1項ただし書第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当するものと判断して、いずれも条例に規定する除外事由に該当するから、異議申立人の住民票コードの削除請求および住基ネットへの本人確認情報の提供の中止請求には応じられない旨の決定をしたものである。

4 以上の問題に関し、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 住民票コードの削除請求について

異議申立人は、まず、本件対象個人情報の中の住民票コードの削除を請求するものであるが、住民票コードは、住基法第7条が住民票の記載事項として法定する事項の一つである。住基法第7条は「住民票には、次に掲げる事項について記載する」と規定しており、その第13号に「住民票コード」が掲げられている。住基法第7条に掲げる事項は住民票の必要的記載事項であり、住民票を編成して住民基本台帳を作成することが市町村長の責務である以上、住民票コードを収集し保管することは、法によって義務付けられた実施機関の事務そのものであり、まさに所掌事務の目的達成に必要な範囲内で本人以外から収集したものであつて、条例第5条第3項ただし書第2号の「法令等の定めがあるとき」に該当するというべきである。

(2) 本件対象個人情報の住基ネットへの外部提供の中止請求について

さらに、異議申立人は、住民票コードを含む本人確認情報全般について、住基ネットへ接続し、外部提供することの中止を請求している。

しかし、住基法第30条の5は第1項で「市町村長は、住民票の記載、削除又は………修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を都道府県知事に通知するものとする」とし、同第2項で「前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする」と規定している。そして、当審査会で判断するに、この住基法第30条の5は、一種の義務規定であり、実施機関たる市町村長に対し住基ネットへの接続を義務付けている法規定と読み取れるのである。

したがって、住基法自体に異議申立人が指摘するような様々な問題が

あるとしても、当審査会の役割が、条例に照らして、条例に基づきなされた処分の当否を判断することに存する以上、さいたま市長が住基法第30条の5の規定を「法令等に定めがあるとき」と判断し、条例第7条第1項ただし書第2号の除外事由に該当するとして、住基ネットへの接続を中止しない決定をしたことが条例上明らかに不当であるということはない。

- (3) 異議申立人は、個人情報の保護に関するセキュリティシステムが個人情報を扱う人的な面でも技術的な面でも安全とはいえないこと、いったん個人情報が漏えいしてしまったらその被害を回復することはできないこと、住基ネットのシステムは将来個人情報を付加することが可能な仕様となっていること等の問題点を指摘し、自己情報コントロール権の観点から異議申立人の部分だけは住民票コードを削除し住基ネットへの外部提供を中止するよう求めているが、一方、さいたま市としては、住基ネットの安全面に対する対策として、総務省「電気通信回線を通じた送信または磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」や住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針」に基づき、平成14年8月に「さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム管理規程」、平成15年4月に「さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書」を策定し、想定される安全面の問題点について人的技術的な整備をし、システム停止を含む緊急措置を講じている。したがって、個人情報の保護を目的とする条例の実質的な趣旨からも、住基法第30条の5に従うとした前記の実施機関の判断は不当とはいえない。
- (4) しかしながら、住基ネットがいまなお有する個人情報保護の不備ないし危険性についてはつとに指摘されているところであり、大きな社会問題ともなっていることは周知のとおりである。平成15年5月にはようやく個人情報保護法が成立しその施行が待たれるところであるが（平成17年4月1日から施行されることが決定した。）、さいたま市においても、条例の精神を尊重し、住基ネットの個人情報の安全確保には人的な面でも技術的な面でもさらに十分な対応を期待したいと考えるものである。
- 5 以上のとおりであるから、本件異議申立てに対して、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年11月14日	諮問の受理
②	同 年 12月 4日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 1月16日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 4月23日	審議
⑤	同 年 5月22日	審議
⑥	同 年 7月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 8月21日	審議
⑧	同 年 9月18日	審議
⑨	同 年 10月16日	審議
⑩	同 年 10月17日	異議申立人から口頭意見陳述要旨を受理
⑪	同 年 11月13日	審議
⑫	同 年 12月18日	審議
⑬	平成16年 1月22日	審議
⑭	同 年 2月19日	審議
⑮	同 年 3月11日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)